平成２９年（フ）第５４号
長崎県佐世保市早苗町230番地２　コーポさくら200号、前住所広島県呉市押込１丁目７番１―209号
債務者　廣瀬亜紀子
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月４日午後４時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第２０９号
静岡市清水区折戸３丁目12番12号　団地1201号
債務者　平井志津子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３０号
静岡市駿河区池田662番地の１　マウントハイツ103号、旧住所静岡市駿河区西島189番地の８
債務者　井ノ口容子
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７４号
沖縄県宜野湾市伊佐３丁目22番24号
債務者　棚原恵利子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第５０６号
東京都立川市上砂町１丁目９番地の19ニューノース弐番館2305号
債務者　川合由紀美
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２１１号
横浜市港北区綱島東４丁目２番５―506号
債務者　松本泰太郎
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６２号
東京都八王子市中野上町１丁目23番３号コーポ田中101号
債務者　西本　智美
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５９０号
東京都武蔵野市緑町１丁目５番８号田中ハイツ202
債務者　深井　　猛
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１７２号
静岡県湖西市新居町新居1165番地の１、前住所静岡県湖西市新居町新居1541番地の１
債務者　片山　美幸
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１７３号
静岡県湖西市新居町新居1165番地の１、前住所静岡県湖西市新居町新居1541番地の１
債務者　片山　秀子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１７９号
静岡県袋井市堀越1396番地の１プラチナシニアホーム袋井222号室、前住所静岡県袋井市国本1107番地の１国本荘１号室
債務者　福森　敏則
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１２７４号
横浜市旭区市沢町704番地　グリーンヒル市沢８棟102号
債務者　渋谷　健一
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止決定取消等

平成２９年（フ）第１１９号
横浜市保土ケ谷区峰岡町２丁目181番地１
破産者　西山　広美
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　当裁判所が平成29年４月24日にした破産手続廃止決定を取り消す。
3　破産債権の届出期間　平成29年７月20日まで
4　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月12日午後２時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１０４号
大阪府泉大津市松之浜町２丁目26番23号、開始決定時大阪府泉大津市春日町４番16―805号
破産者　渡邉　陽子
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係